

電気用品安全法(PSE法)改正に伴う弊社対応のご案内

電気用品安全法の省令改正に伴ない、平成24年7月1日以降に製造または輸入した「エル・イー・ディ・ランプ」及び「エル・イー・ディー・電灯器具」につきましては、PSEマークの表示が義務付けられました。

さて、日頃ご愛顧頂いております 弊社のLED照明ユニットMLWシリーズですが 経済産業省・生活安全課におきまして、**主に産業機械分野の用途に限り、PSE法非対象と判断されました。** 以下、下記の通りご案内申し上げます。

PSE法 規制対象範囲について

この法律は、「電気用品」の製造販売等を規制するものであり、「電気用品」とは一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。）によって指定されているものが「電気用品」となります。

一般用電気工作物とは・・・

電気事業法第38条第1項（**主に一般住宅や商店などの電気設備であって、低圧（600V以下）受電のもの及び小出力発電設備**）をいう。

（例）一般家庭、商店、コンビニ、小規模事務所等の屋内配線
一般家庭用太陽光発電等

経済産業省 生活安全課 対象・非対象判断について

【製品シリーズ】

- | | | |
|----------------|------|------------|
| ・MLW-100GMシリーズ | 定格電圧 | AC100/110V |
| ・MLW-100GLシリーズ | 定格電圧 | AC100/110V |
| ・MLW-200GMシリーズ | 定格電圧 | AC200-240V |

【用途例】

高圧受電盤・配電盤・監視盤・操作盤・開閉器盤・監視盤・制御装置・制御盤
計装盤・自動機械・検査試験装置・工作機械・食品加工機械・半導体製造装置
高電圧設備 などの用途での使用については、PSE法 非対象と判断されました。

MLW-024シリーズは、下記※の理由によりPSE法適用範囲に含まれていません。

※「LEDランプ」PSE法 適用範囲は、定格電圧が100V以上300V以下及び
定格周波数が50ヘルツ又は、60ヘルツのもの（MLW-024は定格電圧24V）

お客様へ

※MLWシリーズLED照明ユニットを、ご購入いただく際、使用用途につきまして
確認・取り交しをさせて頂く場合があります。

※一般住宅や商店などの電気設備などの、一般用電気工作物の部分、又はこれに
接続して用いられる機械・器具でのご使用の場合、購入いただけません。

2012年7月11日

株式会社 壬生電機製作所